□頭意見陳述の申立てをされた方及び申立てを検討される方へ ~□頭意見陳述の御案内~

1 口頭意見陳述とはどのような手続でしょうか

口頭意見陳述とは、審査請求書に記載した主張を補充するために、審理 員に対し、口頭で意見を述べるとともに、処分を行った課等(処分庁)に 対して質問を行うことができる手続のことをいいます。

2 口頭意見陳述でどのようなことができるのでしょうか

(1) 審理員に対する意見の陳述

審査請求に係る事件に関して、審理員に念頭においてもらいたい審査 請求人の状況や考え等を意見として述べることができます。

(2) 処分庁に対する質問

審理員の許可を得たうえで、審査請求に係る事件に関して、処分庁に 対する質問を行うことができます。

※質問を行うかどうかは審査請求人の任意であり、必ず実施しなければならないものではありません。

3 口頭意見陳述はどのような流れで進行するのでしょうか

口頭意見陳述の流れは、原則として次のとおりになります。

(裏面)

4 口頭意見陳述を行うためにはどのような手続が必要でしょうか

(1) 口頭意見陳述の申立て

口頭意見陳述を行うためには、審査請求人の申立てが必要です。審査請求書に口頭意見陳述の実施を希望する旨を記載いただくか、必要事項を記入した「口頭意見陳述申立書」を御提出ください。

(2) 質問等趣意書の御提出

口頭意見陳述の実施に先立ち,意見陳述及び質問の概要をまとめた 「質問等趣意書」を審理員宛に提出していただくようお願いしています。

「質問等趣意書」の提出は審査請求人の任意ですが,提出いただければ,処分庁において回答の事前準備をするよう働きかけ,充実した審理を実現できるものと想定しております。

なお,「質問等趣意書」は,同書面の受領後,口頭意見陳述の実施前までに提出をお願いいたします。

(3) 「口頭意見陳述の実施希望日等の回答用紙」の御提出

口頭意見陳述の実施日時を調整するため,「口頭意見陳述の実施希望 日及び希望時間帯の回答用紙」の提出をお願いしています。

なお、「ロ頭意見陳述の実施希望日等の回答用紙」についても、同書面の受領後、できるだけ速やかに御提出いただくようお願いいたします。 <u>また、口頭意見陳述の実施日及び実施時間帯は、御希望どおりになら</u>ない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

5 注意事項

審査請求人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、申立てがあっても、口頭意見陳述を行わないこととされています(行政不服審査法第31条ただし書)。

6 問合せ先

総務部法制課

042-481-7339•7340(直通)